

食品衛生法改正に伴う 集団給食施設に関連する 変更点について

八王子市保健所 生活衛生課
食品衛生担当

食の多様化・国際化などに対応するため、平成30年（2018年）6月に食品衛生法が改正されました。主な変更内容は以下の7つです。

- 1.原則すべての事業者に「HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理」を制度化
- 2.「営業届出制度」の創設・「営業許可制度」の見直し
- 3.食品の「リコール情報」は行政への報告を義務化
- 4.特定成分等を含む食品の「健康被害情報の届出」を義務化
- 5.食品用器具・容器包装に「ポジティブリスト制度」を導入
- 6.広域におよぶ「食中毒への対策」を強化
- 7.「輸出入食品の安全証明」の充実

この中でも、食品関係事業者（集団給食施設含む）に関する改正内容は、主に以下の2つのポイントになります。

- 1.原則すべての事業者に「HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理」を制度化
- 2.「営業届出制度」の創設・「営業許可制度」の見直し

1. 「HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理」の制度化

「HACCPに沿った衛生管理」とは、一般衛生管理と合わせて、HACCPの手法を用いて見つけ出した危険ポイントの重点的な管理を実施することです。

その管理方法を「衛生管理計画書」として文書化（マニュアル化）し、その計画に基づいて施設の衛生管理を実施します。

この「HACCPに沿った衛生管理」は、原則すべての施設が取り入れる必要があります。

※詳しくは、八王子市保健所ホームページに掲載している「スタートしよう！HACCP（ハサップ）」をご覧ください。

現在、「大量調理施設衛生管理マニュアル」を用いて
衛生管理を実施している

はい

いいえ

「大量調理施設衛生管理マニュアル」は、HACCPの概念に基づき策定されていることから、すでにこれに従って衛生管理を実施している場合は、新たに衛生管理計画や記録表を作成する必要はありません。

各々の施設の規模や対象者に合った衛生管理計画を作成し、実施する必要があります。

現状の衛生管理を
続けてください

令和3年6月1日までに衛生管理計画書の
作成・実施をスタートしましょう

新たに「衛生管理計画書」を作成する施設の方々は・・・



厚生労働省が公表している手引書や、「大量調理施設衛生管理マニュアル」、東京都が作成した「衛生管理ファイル」を用いて衛生管理を実施・記録してください。

【参考資料：厚生労働省】

「大量調理施設衛生管理マニュアル」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000168026.pdf>

「小規模な一般飲食店事業者向け手引書」 <https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000479903.pdf>

「旅館・ホテルにおける衛生管理手引書」 <https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000489843.pdf>

【参考資料：東京都ホームページ】

HACCP取り組み支援 <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/kaisei/haccp.html#b>

（「衛生管理ファイル」のフォーマットがダウンロードできます）

<例外施設につて>

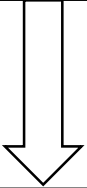
1回の提供食数が20食程度未満の特定の者を対象とする給食施設については、HACCPに沿った衛生管理の規定は適用されません。

上記資料を参考に、自主的な衛生管理に努めてください。

2. 「営業届出制度」の創設・「営業許可制度」の見直し

令和3年6月1日から、営業許可の対象とならない業種の事業者（病院、保育園、高齢者施設等の給食供給施設など）については、施設の所在地を管轄する保健所に営業の届出をしなければなりません。

現在



令和3年6月1日以降

1. 健康増進法に基づく給食届出施設
2. 食品製造業取締条例に基づく給食届出施設
3. 食品衛生法に基づく営業許可施設

1. 健康増進法に基づく給食届出施設
2. 食品製造業取締条例に基づく給食届出施設

- ⇒ 調理業務を外部事業者に委託している場合
(例：患者食のみを委託業者が調理している給食届出施設)
受託事業者側が新たに営業許可を取得する必要があります。
- ⇒ 調理業務を外部事業者に委託していない場合 (例：直営)
施設設置者側が新たに食品衛生法に基づく営業の届出をする必要があります。

3. 食品衛生法に基づく営業許可施設

- ⇒ 新たな届出、許可は必要ありません。

令和3年6月1日以前において稼働している施設（＝現在、既に給食供給を行っている施設）の営業届出については、**令和3年（2021年）11月30日**まで経過措置期間が設けられています。新たに営業許可を取得する施設は、**令和3年6月1日までに営業許可を取得する必要があります。**

令和3年（2021年）6月1日まで

・・・営業許可取得期限

令和3年（2021年）6月1日

・・・営業届出制度スタート

令和3年（2021年）11月30日

令和3年（2021年）12月1日

・・・営業届出制度が完全施行

6ヶ月間の経過措置期間
この間に、保健所まで営業の届出を
提出してください。

※営業届出の書式は現在準備中です。整い次第、ホームページ等で公開します。

<例外施設について>

1回の提供食数が20食程度未満の特定の者を対象とする給食施設については、営業の届出の規定は適用されません。

HACCP、営業届出制・許可制に関することのお問い合わせ先
八王子市保健所 食品衛生担当
電話：042-645-5115
FAX：042-644-9100